

提出期限：5月25日（木）

一般社団 福岡県法人会連合会 行  
 メールアドレス [jimukyoku@fukuokakenren.jp](mailto:jimukyoku@fukuokakenren.jp)

公益社団法人 行橋法人会

## 令和6年度税制改正要望事項

項 目	課 題
<p>&lt;消費税&gt; インボイス方式の導入について</p>	<p>・インボイス方式については廃止するか導入時期を延期すべきである。</p> <p><b>【理由】</b> インボイス方式については令和5年10月から導入することとされているが、事業者は新型コロナ感染対策を始め、給与の引上げや急激な物価高騰対策に追われるなど、インボイス制度に対する理解を深め、あるいはその準備に十分な時間を割くことができたとは言えない。</p> <p>不十分な態勢のままインボイス方式を導入することは、無用の混乱を招くことが考えられることから、同制度の導入については廃止するか、導入するとしても当分の間延期すべきである。</p>
<p>&lt;法人税&gt; 役員給与の損金算入について</p>	<p>・役員級の損金算入規定等を見直すこと。</p> <p><b>【理由】</b> 役員給与は職務執行の対価であることから、恣意性があり課税上弊害があると認められるものを除き、損金に算入できるよう見直すべきである。</p> <p>例えば、株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲内までの部分については不相応に高額なものを除き原則として損金の額に算入すべきである。</p>
<p>&lt;地方税&gt; 固定資産税関係</p>	<p>・固定資産税及び償却資産課税の見直し</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>①固定資産税の見直し 現行の固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ高止まりとなっていて、納税者に過大な負担を強いている。実際の価額に応じた課税標準額に変更するなど抜本的な見直しをすべきではないか。</p> <p>②償却資産課税の見直し</p> <p>・30万円以下の資産については、国税と取扱いを統一すべき。 ・評価額の最低限度額を備忘価額の1円とすること。</p>